

不許可通知書

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のありました に関する工事については、宅地造成及び特

定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）  
{ 第14条第2項（第16条第3項において準用  
第33条第2項（第35条第3項において準用  
する場合を含む。）  
する場合を含む。） } の規定により許可しません。

年 月 日

熊本県知事

1 土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 不許可の理由	

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。